三　法第百二十九条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
四　［略］
五　合併後存続する学校法人（以下この項において「存続学校法人」という。）又は合併によつて設立する学校法人（以下この項において「設立学校法人」という。）について、次に掲げる書類
イ　［略］
ロ　第三条第一項第五号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き理事となる者に係る就任承諾書を除く。）
ハ　第三条第一項第六号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き監事となる者に係る就任承諾書を除く。）
ニ　第三条第一項第七号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き評議員となる者に係る就任承諾書を除く。）
ホ　会計監査人を置く学校法人にあつては、第三条第一項第八号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き会計監査人となる者に係る就任承諾書を除く。）
ヘ　第三条第二項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）
六　合併前の学校法人又は準学校法人について、次に掲げる書類
イ・ロ　［略］
ハ　第三条第二項第一号から第五号まで（第二号を除く。）に掲げる書類
七　合併前の学校法人又は準学校法人について、存続学校法人又は設立学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合にあつては、当該学校法人の概要を記載した書類及び第三条第一項第十号に掲げる書類
八・九　［略］

2　前項の規定による申請は、合併後当事者である学校法人の一部が存続する場合にあつては、合併の当事者である学校法人又は準学校法人の全部が共同して行うものとする。

3　第一項の認可申請書、同項第一号及び第五号イに掲げる書類並びに同項第六号ハに掲げる書類のうち財産の一覧には、副本を添付することを要する。

第八章　情報の公表

第四十九条　法第百三十七条第二号（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。
一　計算書類等
二　監査報告（会計監査人を置く学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）
三　財産目録等（法第百七条第一項第二号（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除く。）

第九章　訴訟等

（責任追及の訴えの提起の請求方法）

第五十条　法第百四十条第一項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は第八条に規定する情報通信の技術を利用する方法による当該事項の提供とする。
一　被告となるべき者
二　請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

三　法第五十五条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
四　［同上］
五　合併後存続する学校法人（以下この項において「存続学校法人」という。）又は合併によつて設立する学校法人（以下この項において「設立学校法人」という。）について、次に掲げる書類
イ　［同上］
ロ　第二条第一項第五号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き役員となる者に係る就任承諾書を除く。）
［ハを加える。］
［ニを加える。］
［ホを加える。］
ハ　第二条第二項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）
六　合併前の学校法人又は準学校法人について、次に掲げる書類
イ・ロ　［同上］
ハ　第二条第二項第一号から第五号まで（第二号を除く。）に掲げる書類
七　合併前の学校法人又は準学校法人について、存続学校法人又は設立学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合にあつては、当該学校法人の概要を記載した書類及び第二条第一項第七号に掲げる書類
八・九　［同上］

2　前項の規定による申請は、合併後当事者の一方である学校法人が存続する場合にあつては、合併の当事者である学校法人又は準学校法人の双方が共同して行なうものとする。

3　第一項の認可申請書、同項第一号及び第五号イに掲げる書類並びに同項第六号ハに掲げる書類のうち財産目録には、副本を添付することを要する。

［章を加える。］